

学校感染症と出席停止期間の基準 (※学校保健安全法施行規則第 18・19 条)

お様が以下の学校感染症であると医療機関で診断された場合、**出席停止**扱いとする。

出席停止になった場合、職員室にある「登校許可証」を担任から保護者へ渡し感染症治癒後、登校する際に提出してもらう。

保護者から提出された登校許可証は、担任へ提出し、保健室で保管する。

	感染症の種類	潜伏期間	感染経路・対処法ほか	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	3～10日	原則入院	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	2～9日		
	痘そう	7～16日		
	南米出血熱	数日～数週間		
	ペスト	2～6日		
	マールブルグ病	3～7日		
	ラッサ熱	7～10日		
	急性灰白髄炎	2～6日		
	ジフテリア	7～12日		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る)	2～10日 (平均5～6日)		
	中東呼吸器症候群(病原体がペー タ コロナウイルスであるものに 限る。) 特定鳥インフルエンザ 感染症予防法第6条第7項か ら9項までに規定する新型イン フルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	*		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフル エンザ、 新型インフルエンザ等感染症を 除く。)	1～2日	飛沫感染	発熱後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼 児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	6～15日	飛沫感染	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な 抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	10～12日	飛沫核感染	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	14～24日	飛沫感染	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	14～21日	飛沫感染	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	11～20日	飛沫核感染	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(アデノ熱)	5～6日	飛沫感染 接触感染(プール水等)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	1～2ヶ月	飛沫核感染	感染のおそれなくなるまで
※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、症状により医師において感染のおそれがないと認め たときは、この限りではありません。				
第三種	コレラ	1～5日	経口感染、接触感染 必要に応じて入院	病状により医師が感染の恐れがないと認めるま で
	細菌性赤痢	1～7日		
	腸チフスおよびパラチフス	4～14日	経口感染	
	腸管出血性大腸菌感染症	4～8日		
	流行性角結膜炎(はやり目)	1週間以上	接触感染(プール水等)	
	急性出血性結膜炎(アデノ病)	1～1.5日	接触感染(プール水等)	
	溶連菌感染症	2～7日	飛沫感染	
	ウイルス性肝炎	*	型によって様々	
	手足口病	2～7日	飛沫感染	
	ヘルパンギーナ	2～7日	飛沫感染、経口感染	
マイコプラズマ感染症	2～3週間	飛沫感染		
流行性嘔吐下痢症	1～3日	経口感染、飛沫感染		
アタマジラミ	*	接触感染(頭髮等)	出席可能(タオル・くし・帽子等の共用を避ける)	
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	接触感染	出席可能(プール・入浴は避ける)	
※その他の感染症はここに記載がないものについても学校長の判断により、出席停止の措置をとる場合があります。 ※平成31年度より伝染性紅斑(りんご病)はその他の感染症から除外されました。				